

2023年10月12日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
養護教職員部長 田中 奈奈

労働条件改善要求書

幼児・児童・生徒の健康を保障し、養護教職員の労働条件を改善するために、養護教職員部との協議を行うこと、すみやかに下記事項の措置を講じられますよう強く要求します。

記

1. 養護教諭の複数配置について

- ① 養護教諭の複数配置拡大を市独自の予算で行うこと。
- ② 心身の健康への適切な対応を行うための加配について適切に配置すること。

2. 宿泊を伴う学校行事に関する労働について

- ① 泊を伴う行事の引率については養護教職員の意思を確認し、尊重すること。労働条件の悪化につながらないよう条件整備を行うこと。
- ② 引率後の勤務の割振りは勤務実態に見合った取り方ができるように周知徹底すること。夜間勤務手当についても周知徹底すること。
- ③ 養護教諭の引率が困難な場合や医療的な配慮やケアが必要な児童が参加する場合で学校から看護師の引率を求める場合は直ちに手配すること。

3. 定期健康診断に関する労働について

- ① 医師の行う検診に介助者を派遣すること。
- ② 検診に使用した器具の業者委託消毒もしくは検診介助者等での労働過重の解消措置をすること。
- ③ 定期健康診断である心臓2次検診の土曜日実施についての勤務を命じないこと。

4. 就学时健康診断に関する労働について

就学时健康診断の実施にあたっては、大阪市教育委員会の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。

5. 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する業務について

スポーツ振興センターにかかわる事務については、給付金の取扱等、養護教職員に労働負担が一方的にかかっている現状をふまえ、請求時の手続きのみとし、給付金支給に関しては学校側に関わらせないこと。

6. 学校医療券に関する業務について

医療費援助事務については、医療機関・保護者・大阪市教育委員会、この三者との連絡・書類の作成等で養護教職員の負担が大きく、本来の業務に支障が生じている。学校医療券は行政の業務であることを明確にし、学校を介さず発行できるものとする。

7. 保健室の施設設備等に関する労働条件について

保健室が保健室施設設備の標準仕様に満たない場合は改善し、安全で働きやすい環境を整備すること。

8. 養護教職員の健康保障について

- ① 休憩時間を保障するための具体的な策を示すこと。
- ② 妊娠が判明した養護教職員の負担軽減措置および産育休・育時短時間勤務・病休・介護休暇等の養護教諭への養護助教諭配置を速やかに行うこと。
- ③ 預け加配を拡大すること。

9. 再任用養護教諭の勤務形態について

再任用の勤務形態については本人の時間数希望を尊重すること。

資料請求

- ① 養護助教諭配置数（全数およびア～クについてそれぞれ）
 - ア 産育休代替
 - イ 育児時短
 - ウ 病休
 - エ 心身加配
 - オ 預け加配
 - カ 介護休暇
 - ク ア～カ以外の定数内配置
- ② 大阪市教育委員会 学校施設整備指針 保健室（標準仕様の内容）